

灘警察署からのお知らせ

令和 7 年 10 月

発行：灘警察署交通課

集配中の貨物車に対する駐車緩和区間の見直しについて

JR六甲道駅南側道路における貨物集配中の貨物車に限る駐車禁止規制の緩和措置につきましては、下記のとおり変更を予定しておりますので、現場標識等を確認のうえ適正な利用をお願い致します。



規制種別～駐車禁止
規制時間～終日
規制対象～車両
※但し、7時から18時の間は
法定禁止場所以外での貨物
集配中の貨物車を除く

【見直し理由】
規制区間内に横断歩道やバス停留所、消火栓等があり、法定禁止場所が多数あることから利用者に分かりにくい交通規制となっていたため。



変更後



規制種別～駐車可
規制時間～7時から18時
規制対象～貨物車
※貨物集配中の貨物車に限る

○注意○
貨物集配中の貨物車に限る交通規制であるため、乗用車での貨物集配作業や貨物車でも現に貨物集配中でなければ駐車違反になります。
また、終日の駐車禁止規制も有効であるため、時間外利用についても駐車違反となります。



※灘警察署管内の貨物集配中の貨物車を対象とした駐車禁止規制緩和区間※

貨物除外時間	区分	路線	起点	終点	距離
7～18	北側	山手幹線	水道筋5-1-10	水道筋4-1-1	190



西から撮影



規制種別～駐車禁止
規制時間～終日
規制対象～車両

※但し、7時から18時の間は
法定禁止場所以外での貨物
集配中の貨物車を除く

貨物除外時間	区分	路線	起点	終点	距離
8～18	南側	神戸市道	摩耶海岸通1-1-2	摩耶海岸通2-3-12	420



西から撮影



規制種別～駐車禁止
規制時間～終日
規制対象～車両

※但し、8時から18時の間は
法定禁止場所以外での貨物
集配中の貨物車を除く



問い合わせ先～灘警察署交通課(交通規制係) 078-802-0110

